

全国司法書士女性会FAX通信290号 (2015年10月号)

発行責任者 会 長 大 城 節 子

事務局 〒579 - 8036大阪府東大阪市鷹殿町 1 - 7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

e-mail joseikai@aioitakigawa.com

<http://shihosyoshi-joseikai.com/>

研修会のご案内

副会長 鵜 川 智 子

本年度も例年通り 11 月 28 日に各士業女性合同研修会が開催されます。この研修会は、弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、司法書士の女性団体が 1 年に 1 回研修会を開催するもので、今年度は 17 回目です。テーマは、今もっともほっとな話題のマイナンバーです。是非のご出席をお待ちしています。また、恒例の懇親会は、異業種交流会という雰囲気です、ご自分と気の合うお友達を見つけることもできます。

別添の申込書でお申し込みください。

次に、11月4日に、最高裁判所大法廷で選択的夫婦別姓訴訟口頭弁論が開かれます。午後2時からとなります。弁護団事務局長の弁護士打越さくら先生より、1人でも多くの傍聴をお願いされました。どうぞ、ご協力をお願いします。

最後に、私の友人に、マイナンバーについて、原稿をいただきました。ご覧ください。

これから始まるマイナンバー制度とは

生駒淳哉税理士事務所

税理士 生 駒 淳 哉

平成27年10月から、私たちの生活に大きくかかわってくる社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度がスタートします。

マイナンバー制度とは、日本国内の全住民に1人1つの番号を付すことにより、複数の行政機関などに存在する個人の情報を、社会保障・税・災害対策の分野において効率的に管理・利用するための社会基盤です。

期待される効果としては、「公平・公正な社会の実現（給付金の不正受給の防止等）」「行政の効率化（照合作業等の事務の効率化等）」「国民の利便性の向上（年金・福祉などの申請手続きの簡素化等）」などがあります。

平成27年10月以降、市区町村から日本国内の全住民に一人ひとり異なる12桁の番号（マイナンバー）が通知カードにより通知されます。マイナンバーは不正利用された場合などを除き一生同じ番号を使用しますので、大切に扱わなければなりません。また、希望者については申請によりマイナンバーが記載された顔写真入りの個人番号カードが、平成28年1月以降に無料で交付されます。違いとしては、通知カードは使用する際に別途顔写真が入った証明書が必要になるのに対し、個人番号カードはそれ一枚で身分証明書になるほか、搭載されたICチップにより各種サービスに使用することができます。

実際に行政手続きにおいてマイナンバーの利用が開始されるのは平成28年1月からとなります。社会保障関係では、年金や雇用保険の資格取得などに番号を利用します。税務関係では、税務当局に提出する確定申告書・届出書・源泉徴収票などに番号を記載します。災害関係では、被災者生活再建支援金の支給などに番号を利用します。

平成29年1月からはマイナポータルというポータルサイトの運用が開始されます。マイナポータルには、「マイナンバーを含む個人情報がどのようにやりとりされているのかを確認できる機能」のほか、「行政機関が持っている個人情報の内容確認」「行政サービスのお知らせの受け取り」「行政機関への手続きを電子的に一度で済ませることができる機能」などが搭載される予定です。

平成29年7月からは地方公共団体なども含めた情報連携を開始し、事務手続きをよりいっそう確実かつスムーズに行うことで、国民の負担を軽減することとなります。

マイナンバーは社会保障・税・災害対策の手続きのために国・地方公共団体・勤務先・金融機関・年金医療保険者などに提供するものですが、こうした法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーや個人情報を他人に不当に提供した場合は処罰の対象となります。

このように、今後の私たちの生活において、マイナンバーがかかわる場面はとて多くなってくると思われます。利便性が向上する反面、大切な個人情報にかかわるものでもありますので、その取扱いには十分気を付けなければなりません。

平成27年9月吉日

会員各位

第17回 各士業女性合同研修会のご案内

(主催：大阪弁護士会・大阪女性社労士会・全国司法書士女性会・日本公認会計士協会近畿会・全国女性税理士連盟)

初秋の候、会員の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年1月1日から、いよいよマイナンバー制度の利用が開始されます。それに先立ち、間もなく通知カードが皆様のお手元に届きます。そこで、研修会では利用開始直前にこそ理解しておきたい内容を、税理士・社会保険労務士それぞれの立場から最新情報を含めて解説いたします。その後、税理士・社会保険労務士・弁護士によるパネルディスカッションでは利用方法や利便性のほかに危険性等懸念される問題点の提起とその心構え、取扱時の注意事項まで議論いたします。今回お招きするパネリストとコーディネーターは各専門分野のマイナンバー研修会で講師を務められご活躍されている方々です。ぜひ多数の皆様のご参加をお待ちしております。

テーマ 「マイナンバー利用開始直前セミナー」

～あなたはマイナンバーを適正に管理できますか？～

日時 平成27年11月28日(土)

研修会 13:00 ～ 16:30 (12:30より受付開始)

懇親会 17:30 ～ 19:30

場所 大阪弁護士会館 2階 www.osakaben.or.jp/web/02_access/

大阪市北区西天満 1-12-5 TEL：06-6364-0251

スケジュール&プログラム

研修会 13:00 ～ 14:55

講師： 第1部 税理士 上西左大信氏

第2部 社会保険労務士 福西綾美氏

休憩 14:55 ~ 15:05

パネルディスカッション 15:05 ~ 16:30

パネリスト

税理士 上西左大信 氏 社会保険労務士 福西 綾美 氏

弁護士 豊永 泰雄 氏

コーディネーター

弁護士 今枝 史絵 氏

研修会費 無 料

なお研修会終了後に、GARB WEEKS<http://tabelog.com/osaka/A2701/A270102/27050613>にて、懇親会(会費5,000円)を開催いたします。会費は当日研修会会場にてお支払い下さい。他士業の方々との交流のよい機会ですので、多数のご参加をお待ちしております。

申込先 全国司法書士女性会 鵜川智子

お申し込みは、11月20日(金)までに申込用紙にてFAXでお願いいたします。

T0 : 全国司法書士女性会 鵜川智子 FAX (072 - 683 - 8305)
お問い合わせは 電話 (072 - 683 - 0283) まで

各士業女性合同研修会 申込用紙

参加ご希望の会に をつけてください

研修会

懇親会

お名前

所属会

連絡先 TEL ()

FAX ()

*一時保育希望の場合(要予約・無料)は、下記にご記入ください。

(詳細は、追ってご連絡いたします。)

お子様のお名前

年齢 歳

*懇親会につきましては、人数分の予約のためキャンセルされる場合は必ず11月20日(金)までにご連絡ください。キャンセルのご連絡がなく欠席されますと、懇親会費を頂戴する場合がございます。また会場の都合により先着順となりお断りする場合がありますことをご了承ください。

{ *質問等ございましたらご記入下さい。 }